

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その 16）

標記については、令和 4 年 10 月 28 日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、佐賀県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及び EU 等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 香港及びシンガポール

岡山県、北海道、香川県、茨城県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、福島県、和歌山県、鳥取県、愛知県及び佐賀県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

2 ベトナム及びマカオ

岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県及び佐賀県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。

3 台湾

北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、兵庫県、広島県、岡山県、愛媛県、香川県、熊本県、鹿児島県、茨城県、和歌山県、新潟県、宮崎県、福島県、鳥取県、愛知県及び佐賀県で生産され、それぞれの自治体における疑似患畜の発生を令和3年11月以降に農林水産省が初めて確認した日以降に処理された殻付き家きん卵については、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、これらの22道県以外で生産及び処理された殻付き卵については、令和5年3月31日までに日本を出発する貨物に対し、衛生証明書を発行して差し支えない。

なお、卵製品については、引き続き、全国で衛生証明書の発行を停止すること。

4 英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（家きん肉に限る）

全国で衛生証明書の発行を停止すること。